

【諮問 第313号】

7川情個第54号
令和8年3月26日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 板垣勝彦

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

令和7年1月31日付け6川総コ第162号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

【313号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分は、妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年5月16日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「上下水道局下水道部施設課発注の『契約番号5051000196旧汚泥処理施設解体その3工事』の入札参加業者全社（落札業者含む）の入札額の内訳（金額や数量の明細）が分かるもの」（以下当該工事のことを「本工事」という。）について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は本件請求に係る情報を「積算内訳書」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、その記載の一部については、条例第8条第2号アに該当するため、令和6年5月30日付けで、部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年6月15日付け審査請求書及び令和6年7月27日付け補正書で、本件処分を取消し、不開示部分を開示するとともに、開示された積算内訳書の記載内容のより詳細な細目が記載された文書の開示を求めて、審査請求を行った（当審査会諮問第313号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和6年6月15日付け審査請求書等及び同年7月27日付け補正書によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

公開している発注情報詳細【総合評価一般競争入札（特別簡易型）】のうち、本件対象公文書の閲覧のため開示請求をしたが、金額が伏せられ、内訳である細目が開示されていない。

本件処分は情報公開法が定める立法趣旨に照らしても著しく違背しており、処分内容は不相当で首肯しがたいものであると判断したことから、本件処分の取消しを求めるため、審査請求を提起した。

4 実施機関の主張要旨

令和6年9月6日付け弁明書及び令和8年1月19日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分において承諾することができないとした部分は、本件対象公文書の総額に対する内訳であり、条例第8条第2号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する箇所である。

当該該当箇所は、入札参加業者（法人）の建築・土木その他の工事等に係る技術上のノウハウ等に関する情報であり、入札価格の検討に向けた戦略、他の官公

【313号】

庁や民間企業に対する営業戦略や市場の動向等、営業活動上の高度なノウハウ・戦略等に基づいて、実施機関に対して個別に提示されたものであり、第三者に公開されることを前提としていない。また、当該箇所を詳細に分析することで、各入札参加業者の仕入れ値や労務費単価等、企業の生産活動上の秘密を推測できてしまう可能性がある。

- (2) 上下水道局下水道部施設課が作成した本工事の入札参加業者が入札書と合わせて提出する本件対象公文書の書式については、本件処分にて開示した本件対象公文書以上の項目が記載された資料は存在せず、文書不存在につき開示する文書はない。
- (3) 本件処分は、各入札参加業者の営業活動上の秘密に関する記載内容について開示を行うことは、本件対象公文書を提出した各入札参加業者に経済的不利益が生じるおそれがあり、条例第8条第2号アに該当するものとして部分開示としたものであることから、情報公開法が定める立法趣旨に照らしても著しい違背はしておらず、処分内容は妥当である。

5 審査会の判断

(1) 対象公文書の特定について

最初に、実施機関が本件処分において開示した本件対象公文書以外にも開示すべき文書を保管しているか否か、対象公文書の特定について争われているので、この点について検討する。

当審査会において見分したところ、審査請求人が開示を求めている「上下水道局下水道部施設課発注の『契約番号5051000196旧汚泥処理施設解体その3工事』の入札参加業者全社（落札業者含む）の入札額の内訳（金額や数量の明細）が分かるもの」に該当する文書としては、本件対象公文書がこれに該当するものであり、審査請求の趣旨に照らして、実施機関において、それ以外に開示すべき文書は保管していないことが確認された。

したがって、実施機関の本件処分における対象公文書の特定について瑕疵はないものと認められる。

(2) 条例第8条第2号ア該当性について

条例第8条第2号アは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、これを不開示とすることを定めている。

当審査会において本件対象公文書を見分したところ、本件処分において不開示とされた箇所には、入札参加業者（法人）の建築・土木その他の工事等に係る技術上のノウハウ等に関する情報が記載されており、これらは入札価格の検討に向けた戦略、他の官公庁や民間企業に対する営業戦略や市場の動向等、営業活動上の高度なノウハウ・戦略等に基づいて実施機関に対して個別に提示されたものであって、当該情報を詳細に分析することで、各入札参加業者の仕入れ値や労務費単価等、企業の生産活動上の秘密を推測できてしまう可能性がある。

【313号】

ることが確認された。

そのため、本件処分において不開示とされた箇所を開示すれば、入札参加業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められる。

したがって、実施機関が本件処分において条例第8条第2号アに基づき本件対象公文書を部分開示したことに瑕疵はなく、本件処分は妥当である。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	板垣勝彦
委員	田所美佳
委員	本間春代
委員	吉岡郁美